

# 労働力調査 基礎調査票の記入のしかた

(2か月目の調査では、調査員が「氏名」を記入してお配りします。)



労働力調査は、「統計法」という法律に基づいて行われています。「統計法」では、正確な統計を作成するために、報告の義務、調査に携わる者の守秘義務などが定められています。  
秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

あなたの世帯にふだん住んでいる人について、**月末現在**（ただし、12月は26日現在）で記入してください。

調査の対象	<p><b>ふだん住んでいる人とは、月末現在</b>（ただし、12月は26日現在）あなたの世帯に<b>すでに3か月以上住んでいる人</b>、又は<b>3か月以上にわたって住むことになっている人</b>をいいます。</p>	
	<p>記入しなければならない人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族</li> <li>・住み込みの雇い人</li> <li>・間借り人又は同居人</li> </ul>	<p>(注) 次のような場合は、それぞれ別の基礎調査票に記入してください。</p> <p><b>間借り又は同居している人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身で間借りしている人や、単身で部屋代・食費などを支払って同居している人は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。</li> <li>・家族と一緒に間借りしている場合、その家族ごとに別の基礎調査票に記入します。</li> </ul> <p><b>寄宿者・独身寮などに住んでいる人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社・学校などの寄宿舎・独身寮に住んでいる寄宿人・寮生は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。</li> </ul>
調査の対象	<p>(注) 旅行や出稼ぎ、単身赴任などで一時不在の人は、不在期間が3か月以上にならない時はあなたの世帯で記入しますが、3か月以上になる時は旅行先や出稼ぎ先などで調査されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院・診療所などの入院患者のうち、入院してから3か月にならない人は、あなたの世帯で記入しますが、すでに3か月以上入院している人は入院先で調査されます。</li> </ul>	

調査の期日および期間	<p><b>調査月の末日</b>（ただし、12月は26日）<b>現在で15歳以上の人</b>については、<b>月末1週間</b>（ただし、12月は20～26日）に<b>少しでも仕事をしたかどうか、何日及び何時間仕事をしたか、どのような仕事をしたか、また、1か月に何日仕事をしたかなど、ありのままの状態を記入してください。</b></p>
	<p>○ この1週間に、ふだんしている仕事をした人は、その仕事について記入してください。</p>
	<p>○ ふだん仕事をしていない人が、この1週間にたまたま臨時の仕事を少しもした場合、その仕事について記入してください。</p> <p>○ ふだんは会社に勤めている人が、この1週間は勤め先を休んで、自家の農仕事を手伝った場合、その農仕事について記入してください。</p>

## おぼえ書き欄

[この欄は、基礎調査票の第1面⑥欄に**月末1週間**（ただし、12月は20～26日）に**仕事をした時間**を記入する時のおぼえ書き欄として適宜利用してください。]

氏名		時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	時間	分	記入例			
毎日の仕事をした時間	1日目	月	日	( )	時間	:	分	時間	:	分	時間	:	分	毎日の仕事をした時間	
	2日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:	:	:	1日目		時間 : 0分
	3日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:	:	:	2日目		7:00
	4日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:	:	:	3日目		:15
	5日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:	:	:	4日目		6:00
	6日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:	:	:	5日目		:0
	7日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:	:	:	6日目		7:00
	1週間の合計	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	7日目		7:00
												合計	27:15		

### 調査票の記入にあたって

- 調査票は、機械にかかけますので、汚したり、丸めたり、最初に折られている以上に折ったりしないでください。
- 記入は必ず**黒の鉛筆**又は**黒のシャープペンシル**をお願いします。(ボールペン等は使用不可)

第1面の  
記入例

15歳以上の人について記入してください	1	2
① 氏名及び男女の別 ・ ふだん住んでいる 15歳以上の人を もれなく書いてください	(氏名) 統計 大介 男 ● 女 ○	(氏名) 統計 花子 男 ○ 女 ●
② 世帯主との続き柄 ・ 孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます ・ 世帯主の配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹は それぞれ 父母・祖父母・兄弟姉妹に含めます	世帯主の配偶者 ○ 子孫 ○ 兄弟姉妹 ○ 他 ○ 其他 ○	世帯主の配偶者 ○ 子孫 ○ 兄弟姉妹 ○ 他 ○ 其他 ○
③ 出生の年月 ・ 該当する元号又は西暦に記入したうえで 年及び月を書いてください ・ 年を西暦で記入する場合は 西暦年の4ケタを書いてください	明治 大正 昭和 平成 西暦 ○ ○ ○ ○ ○ 55年 8月	明治 大正 昭和 平成 西暦 ○ ○ ○ ○ ○ 57年 10月
④ 配偶の関係 ・ 配偶者の有無は届出の有無に関係なく記入してください	未婚 ○ 配偶者あり ● 死別・離別 ○	未婚 ○ 配偶者あり ● 死別・離別 ○
⑤ 月末1週間に(ただし12月は20~26日)に仕事をしたかどうかの別 ・ 月末1週間に少しでも仕事をしたかどうかについて 記入してください ・ 仕事とは 収入をとまなう仕事をいい 自家営業(個人経営の商店や農家など)の手伝いや内職も含めます (「基礎調査票の記入のしかた」参照)	おもに仕事 ● 通学のかたわらに仕事 ○ 家事などのかたわらに仕事 ○ 仕事を少しもしなかった人 ○ (高年齢者) ○	おもに仕事 ○ 通学のかたわらに仕事 ○ 家事などのかたわらに仕事 ○ 仕事を少しもしなかった人 ○ (高年齢者) ○
⑥ 月末1週間に(ただし12月は20~26日)に仕事をした日数と時間 ・ 副業・内職・臨時の仕事などをした時間も すべて含めてください ・ ⑤欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください ・ 「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください	仕事をした日数 5日 仕事をした時間 48時間	仕事をした日数 日 仕事をした時間 時間
⑦ 当月の1か月間に仕事をした日数	当月の1か月間に 21日 (裏面⑧欄へ)	当月の1か月間に 日 (裏面⑧欄へ)
電話番号 0123 - 4567 - 8901 わからないことがあった場合 問合せに利用させていただきますので 記入をお願いします	15歳未満の人について記入してください 1か月目調査世帯のみ 記入してください	51 (1)男女の別 男 ● 女 ○ (2)世帯主との続き柄 子孫 ○ 兄弟姉妹 ○ 他 ○ 其他 ○ (3)出生の年月 平成 令和 西暦 ○ ○ ○ ○ ○ 23年 3月
		52 (1)男女の別 男 ○ 女 ● (2)世帯主との続き柄 子孫 ○ 兄弟姉妹 ○ 他 ○ 其他 ○ (3)出生の年月 平成 令和 西暦 ○ ○ ○ ○ ○ 年 月

② 世帯主との続き柄

- 父母・・・世帯主又はその配偶者の父母をいいます。
- 祖父母・・・世帯主又はその配偶者の祖父母をいいます。
- 他の親族・・・曾祖父母、ひまご、おじ・おば、おい・めい、いとこや親せきの子弟（それぞれの配偶者を含む。）などをいいます。
- その他・・・親族以外の同居人（住み込みの雇い人を含む。）などをいいます。

⑤ 月末1週間に仕事をしたかどうかの別

「仕事」というのは、収入（給料・賃金・手間賃・営業収益など）をとまなう仕事のことです。家族の人が自家営業（個人経営の商店・工場や農家など）を手伝った場合は、無給であっても仕事をしたことになります。

内職や臨時にした仕事でも、ここでいう仕事です。

- おもに仕事・・・おもに勤め先や自家営業などの仕事をしている場合をいいます。
- 通学のかたわらに仕事・・・おもに通学していて、ほかに少しでも仕事をした場合をいいます。
- 家事などのかたわらに仕事・・・おもに家事などをしていて、ほかに少しでも仕事をした場合をいいます。

● 仕事を休んでいた・・・仕事を少しもしなかった人のうち、次の人をいいます。

- ・ 雇われている人については、雇われているままで、病気や休暇などのため少しも仕事をしなかったが、原則として、給料・賃金をもらうことになっている場合をいいます。

なお、職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中の人も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は「仕事を休んでいた」とします。（雇用保険法に基づく育児休業給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合を含みます。）

- ・ 自営業主については、自分で経営する事業をもったままで、病気や休暇などのため少しも仕事をしなかったが、仕事を休みはじめてから30日にならない場合をいいます。

● 仕事を探していた・・・仕事を少しもしなかった人のうち仕事がなく、仕事の紹介を人に依頼したり、公共職業安定所（ハローワーク）に申し込んだり、新聞の求人広告に応募したりしている場合、又は事業を始めるための資金、資材、設備などの調達をしている場合をいいます。また、以前に求職活動をして、その結果を待っている場合も含めます。

ただし、仕事があった場合、その仕事にすぐつくことができる場合に限りです。

- 通学・・・少しも仕事をしないで、おもに通学していた場合をいいます。
- 家事・・・少しも仕事をしないで、自分の家でおもに炊事や育児などの家事をしていた場合をいいます。
- その他（高齢者など）・・・上記のどれにも当てはまらない場合をいいます。

3 (氏名) 統計 秋代 (氏名)

男 女 男 女

世帯主の世帯主 子の配偶者 子の配偶者 孫の親族 父の親族 祖父の親族 兄弟姉妹 他その他

明治 大正 昭和 平成 西暦 明治 大正 昭和 平成 西暦

28年 9月

未婚 配偶者あり 死別・離別 未婚 配偶者あり 死別・離別

おもに仕事 通学のかたわらに仕事 家事などのかたわらに仕事 仕事を少しもしなかった人のうち 仕事を探していた 仕事を休んでいた 通学 家事 他(高学など)

仕事をした日数 6日 仕事をした日数

仕事をした時間 42時間 仕事をした時間

当月の1か月間に 25日 当月の1か月間に

53 男 女 男 女

子 孫 兄弟姉妹 他その他 子 孫 兄弟姉妹 他その他

平成 令和 西暦 平成 令和 西暦

マーク欄も忘れずに記入してください。

- ・「おもに仕事」、「通学のかたわらに仕事」、「家事などのかたわらに仕事」又は「仕事を休んでいた」と答えた人は、⑥欄～⑫欄にも記入してください。
- ・「仕事を探していた」と答えた人は、裏面の⑮欄と⑯欄にも記入してください。
- ・「通学」、「家事」又は「その他」と答えた人は、裏面の⑬欄から記入してください。

- ・短い時間でも、仕事をした場合は1日とします。
- ・夜勤などで日付をまたいで仕事をした場合は、それぞれの日に仕事をしたとします。

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
	9:00~17:00 仕事		23:45~7:00 仕事		9:00~17:00 仕事	9:00~17:00 仕事

このような勤務時間の場合は5日とします。

- ・仕事をした時間を時間単位で書いてください。
- ・時間の端数は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

- ・1か月目調査世帯のみ記入してください。
- ・各欄の記入は、15歳以上の人の各該当欄の記入の仕方と同じ要領で行います。
- ・「(3) 出生の年月」欄はマーク欄も忘れずに記入してください。

⑥ 月末1週間に仕事をした日数と時間  
⑦ 当月の1か月間に仕事をした日数

- 本業のほか副業・内職・家業の手伝い・臨時の仕事・アルバイトなどをした日数と時間もすべて含めます。  
ただし、自分の家の家事・無報酬の奉仕作業（ボランティア）などをした時間は含めません。
- 仕事をした時間については、次のようにします。
  - ・会社などに勤めている人は、残業や早出をした時間もすべて含めます。  
ただし、通勤時間・食事の時間・休憩時間などは含めません。
  - ・商店などで就業時間がはっきり決められない時は、開店から閉店までの時間から、業務に関係ない時間（食事や休憩などの時間）を差し引いて仕事をした時間を計算してください。
  - ・農業の仕事をした時間には、耕作・除草・脱穀などはもちろん肥料の運搬・農機具の手入れなど農業経営に直接つながる作業をした時間もすべて含めます。

毎日の仕事をした時間について1ページにある「おぼえ書き欄」を利用してください。

第2面の  
記入例

⑧ 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称 ・今の仕事について 雇われている人は勤め先での呼称を記入してください。 ・労働者派遣事業所の派遣社員とは、労働者派遣法に基づく人をいいます。 ・上記以外の 派遣されている人(パートの派遣社員など)は派遣元の事業所における呼称について記入してください。	1	2	
	⑨ 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間	雇用契約期間(1回当たりの定めの有無)	雇用契約期間(1回当たりの定めの有無)
	⑩ 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容	経営組織	勤め先・業主などの名称
	⑪ 本人の仕事の内容	事業の内容	
	⑫ 勤め先・業主などの企業全体の従業者数	この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか	
	⑬	今仕事があれば、すぐつくことができますか	
⑭ 探している仕事について	探している仕事は		
⑮ 仕事を探した理由	仕事を始めた理由		

記入例: (株) 東南金属 川崎工場  
建築用金属製品製造業  
金属製ドア製造

⑧ 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称

- 勤め先における呼称は、勤め先における呼ばれ方によって記入します。
  - ・「**正規の職員・従業員**」とは、勤め先で一般職員や正社員などと呼ばれている人をいいます。
  - ・「**パート**」、「**アルバイト**」とは、就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人をいいます。
  - ・「**労働者派遣事業所の派遣社員**」とは、労働者派遣法などに基づく労働者派遣事業所などに雇用され、そこから派遣される人をいいます。  
労働者派遣事業所などの派遣社員は、他に当てはまるものがあっても、「労働者派遣事業所の派遣社員」とします。
  - ・「**契約社員**」とは、専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される人をいいます。
  - ・「**嘱託**」とは、労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。
- 「**自営業主**」とは、個人経営の商店主・工場主・農業主・開業医・弁護士・著述家・家政婦などをいいます。  
ただし、会社組織になっている商店などの経営者は、自営業主とはしないで、会社などの役員とします。

- 「**自家営業の手伝い**」とは、自営業主の家族で、その自営業主の営む事業を無給で手伝っている人をいいます。給料・賃金をもらっている場合は、家族であっても、「雇われている人」とします。
- 「**内職**」とは、自宅で、材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械など大がかりな固定的設備を持たないで行う仕事をいいます。

⑨ 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間

- 雇用契約に期間の定めのある人は、1回当たりの雇用契約期間を記入してください。(同じ事業所で、契約期間の更新を繰り返しながら働いている人は、最初に契約したときからの通算ではなく、現在の契約の期間について記入してください。)
- 定年まで雇用される場合は、「定めがない」としてください。

⑫ 勤め先・業主などの企業全体の従業者数

- 個人経営の商店や農家などの場合、従業者数には自営業主も忘れずに含めてください。
- 農家や建設会社など、季節により従業者数が増減する場合には、現在の従業者数を記入してください。

3 4

雇われている人のうち 会社 自営業主 内  
 パル アル 契約 自 雇 内  
 ト バイト 社員 営 主 営 主  
 正務の従業員 正務の従業員

雇用契約期間(1日当たり)の定めの有無

個人 会社 その他

秋代美容院  
 美容院  
 美容師

この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか

この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか

仕事をやめたため 新たに求職

・二つ以上の仕事をした人は、一番長い時間した仕事について記入してください。

・仕事を休んでいた人は、その休んでいた仕事について記入してください。

・勤め先が本社や本店とは別のところにある工場・支店などの場合は、その工場・支店などの名称まで書いてください。

・労働者派遣事業所などの派遣社員の場合は、派遣先の事業所の名称を書いてください。

・事業の内容及び本人の仕事の内容については、6ページ及び7ページにある記入例を参考にして書いてください。

・農家や商店など個人経営の場合は、業主自身のほかに家業を手伝っている人も含めます。

・労働者派遣事業所などの派遣社員の場合は、派遣先の従業者数を記入してください。

⑬ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか

- この1年間(調査月を含め、過去1年間)に、仕事につくための活動(求職活動)をしたかどうかについて記入します。
- 求職活動とは、公共職業安定所(ハローワーク)に仕事を申し込んだり、新聞や求人情報誌の求人広告に応募したり、事業所の求人に応募したり、知人に仕事のあっせんを依頼したり、又は自分で事業を始めるための準備などをすることをいいます。

⑭ 今仕事があれば すぐつくことができますか

- 「すぐつくことができる」とは、月末1週間(ただし、12月は20~26日)内に仕事につくことができる場合をいいます。
- すでに仕事が決まっている人で、今すぐ仕事をしたいにもかかわらず、勤め先の都合や設備の準備などのためにやむを得ず就業日がくるのを待っている場合は、「すぐつくことができる」とします。
- すでに仕事が決まっている人で、学業、家事、旅行、趣味、病気など自分の都合ですぐつける状況にない場合は、「すぐではないが2週間以内につくことができる」、「すぐではないが2週間より後につくことができる」のいずれかとします。

⑮ 仕事を探し始めた理由

- 「勤め先や事業の都合」とは、勤め先の会社の倒産・人員整理、勸奨退職、自分の経営している事業の不振などで、仕事をやめた場合をいいます。
- 「自分や家族の都合」とは、より良い条件の仕事につくために仕事をやめた場合、結婚や育児のために仕事をやめた場合、家族が病気になりその看病のために仕事をやめた場合などをいいます。
- 「学校を卒業したから」には、専修学校や各種学校を卒業した場合も含めます。
- 「その他」には、上記のどれにも当てはまらない場合で、たとえば「余暇ができたから」などの理由が含まれます。